

現 場 説 明 書

本現場説明書は、下記委託業務の入札に参加する者に対して岡山市が委託業務の契約条件等を説明するためのものである。

- | | |
|---------------|---|
| 1 委託業務の名称 | 当新田浄化センター精密機能検査業務委託 |
| 2 委託業務の目的 | 本業務は、本市の浄化槽汚泥再生処理施設である当新田浄化センターにおける廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条に規定する精密機能検査を実施することを目的とする。 |
| 3 履 行 場 所 | 岡山市南区当新田488番地4 |
| 4 履 行 期 限 | 契約日から令和9年2月26日まで |
| 5 業 務 内 容 | 設計図書（一般仕様書、特記仕様書及び岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書、委託数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）のとおり |
| 6 業 務 履 行 方 法 | 受注者は、本業務の実施にあたって契約書、設計図書及び昭和52年11月4日付け環整第95号課長通知の別紙4による一般廃棄物処理施設精密機能検査要領に準拠し、本現場説明書並びに監督員の指示に基づき実施すること。 |
| 7 入札及び契約条件 | 本業務の入札の公告のとおり（以下「公告」という。） |
| 8 質 問 回 答 | 現場説明に対する質問がある場合は、公告において指定する方法により質問受付期限内に行うこと。
質問受付期限までに質問があったときは、公告において指定する日から質問内容及び回答を入札・契約ホームページに掲載する。 |
| 9 そ の 他 | (1) 下記内容の業務計画書を提出すること。
(ア) 契約上の主任技術者・照査技術者及び担当技術者は、経歴書を提出すること。
(イ) 受注より完了までの詳細な工程を担当者に提出すること（契約に添付する工程以外）。
(ウ) 業務のフローチャート・踏査から審査までの流れ及び担当者を明らかにすること。なお、審査体制及び機関を明らかにすること。
(2) 業務に要した調査・渉外関係記録、その他打合せ資料はA4版にとじて提出すること。
(3) 設計過程において本市の担当者が作業者を適任でないと判断した場合には、受注者に人選の再考を依頼することがある。
(4) 本市と協議する各種検討書、図面、数量計算等の成果品については社内審査あるいは外部機関での審査を経たものとし、審査員は所属長あるいは技術士とすること。 |